資料５-２

熊谷市ゆうゆうバス「江南地区路線」「熊谷駅周辺路線」愛称・イラスト募集要項（案）

１　趣旨

平成２３年１０月から新規に運行予定の熊谷市ゆうゆうバス「江南地区路線」「熊谷駅周辺路線」が、多くの市民及び利用者に分かりやすく、親しまれ、利用されるよう、その路線を運行するバスの愛称及びイラストを募集する。

２　応募資格

熊谷市に関心のある方

３　募集期間

平成２３年　月　日（　）から平成２３年　月　日（　）までとする。

４　応募方法

応募用紙（A４サイズの用紙）に必要事項を記入し、郵送、直接持参、メールのいずれかの方法により熊谷市企画課へ応募する。

月　　日（　）必着とし、ファックスでの応募は不可とする。

必要事項は、愛称（ふりがな）及びイラスト（色つき）、その理由（意味）、住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号とする。

５　応募における注意事項

（１）愛称は呼びやすく、愛称とイラストが関連しているものとすること。

（２）愛称及びイラストは、「さくら」「グライダー」「ムサシトミヨ」「ひまわり」に類似、関連しないものとすること。

（３）「江南地区路線」については、江南地区をイメージできるものとすること。

（４）「熊谷駅周辺路線」については、熊谷市をイメージできるものとすること。

（５）応募用紙は返却いたしません。

（６）応募にかかる費用は、応募者でご負担ください。

（７）応募は、１人につき何点でも応募可能とします。

（８）愛称及びイラストは、自作未発表のもので、応募者本人のオリジナルであること。

（９）愛称及びイラストの著作権、商標権、その他一切の権利に関する問題が生じた場合は、応募者の全責任となります。

（10）採用者は、選考された愛称及びイラストの全ての著作権（著作権法第27条及び第28条も含む）、商標権、その他一切の権利を熊谷市に無償譲渡すること。

（11）採用者は、選考された愛称及びイラストの著作者人格権（著作権法第18条～第20条）を今後行使しないこと。

なお、選考された愛称及びイラストについて、必要な修正を行うことがあります。

６　選考方法

愛称とイラストは関連性を持たせることが利用者にとって分かりやすいという観点から、原則として愛称及びイラストは同一の者から選定することとし、「江南地区路線」については、江南自治会連合会において１名を選定し、「熊谷駅周辺路線」については、熊谷市地域公共交通会議において１名を選定する。

なお、選定された愛称及びイラストについて、複数の者から同一の応募があった場合は、厳正なる抽選のうえ決定する。

7　選考基準

（１）「江南地区路線」については、江南地区をイメージできるもの。

（２）「熊谷駅周辺路線」については、熊谷市をイメージできるもの。

（３）愛称とイラストが関連しているもの。

（４）親しみやすいもの。

（５）愛称は呼びやすいもの。

（６）愛称及びイラストは、「さくら」「グライダー」「ムサシトミヨ」「ひまわり」に類似、関連しないもの。

8　愛称及びイラストの使途

採用された愛称及びイラストは、市や運行事業者が印刷物やバスへの表示などバスの運行に必要なことに使用する。

9　発表等

平成２３年１０月市報に掲載するなどにより発表する。

受賞者には、賞品を贈呈する。

10　賞品

（１）選定された方には、次のものを贈呈する。

あつべえグッズ、ニャオざねグッズ、市に関するグッズ、ゆうゆうバス１日乗車券など。

（２）選定されなかった応募者の中から抽選で次のものを贈呈する。

あつべえピンバッチ　　１０名

ゆうゆうバス１日乗車券　２０名

11　応募者の個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報は、熊谷市ゆうゆうバス「江南地区路線」「熊谷駅周辺路線」愛称・イラスト募集及び選考の目的以外に使用いたしません。

熊谷市ゆうゆうバス「江南地区路線」「熊谷駅周辺路線」
愛称・イラスト応募用紙

応募する路線	（右のどちらかに○をつけてください）　江南地区路線　・　熊谷駅周辺路線
愛 称 （ふりがな）	
イラスト（愛称に関連したもので、色つきでお願いします。）	
その理由 （意味）	

応募者について

〒＿＿＿＿＿＿＿＿　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢満＿＿＿＿歳　ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ この応募用紙に記入された個人情報は、熊谷市ゆうゆうバス「江南地区路線」「熊谷駅周辺路線」愛称・イラスト募集に関する業務以外に使用しません。

応募方法について

郵送、持参又はメールでお願いします。平成２３年　月　日（　）必着。
（郵送・持参先）〒360-8601　熊谷市宮町2-47-1　熊谷市役所３階企画課　まで
（メール送付先）kikaku@city.kumagaya.lg.jp「件名：ﾊﾞｽ愛称・ｲﾗｽﾄの応募」としてください。

資料５-３

熊谷市ゆうゆうバス「熊谷駅周辺路線」愛称・イラスト選定小委員会の設置について（内規）（案）

（趣旨及び目的）

第１条　平成２３年１０月から新規に運行を開始する予定のゆうゆうバス「熊谷駅周辺路線」が、多くの市民及び利用者に分かりやすく、親しまれ、利用されるよう、その路線を運行するバスの愛称及びイラストを公募し、選定することを目的に、熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）要綱第１０条の規定により、熊谷市ゆうゆうバス「熊谷駅周辺路線」愛称・イラスト選定小委員会（以下「選定小委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　選定小委員会は、交通会議委員をもって構成し、委員長１名と委員８名で組織する。

１　選定小委員会の委員長は、交通会議副会長とする。

２　選定小委員会の委員は、交通会議委員の中から交通会議会長が指名する。

（所掌事務）

第３条　選定小委員会は、次に掲げる事務を行う。

（１）熊谷市ゆうゆうバス「熊谷駅周辺路線」の愛称及びイラストの選定

（２）その他選定に必要な事務

（会議）

第４条　選定小委員会の会議は、次のとおりとする。

（１）選定小委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

（２）会議は、原則として非公開とする。

（設置期間）

第５条　選定小委員会の設置期間は、平成２３年　月　　日から愛称及びイラストの選定が終了するまでとする。

（事務局）

第６条　選定小委員会の事務局は、交通会議事務局をもって充てる。